証券コード 4611

大日本塗料株式会社

第142期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年６月24日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前９時予定）

場 所

大阪市中央区南船場一丁目18番11号
SRビル長堀９階　当本社会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

●インターネット又は郵送による議決権行使期限は、**2025年６月23日（月曜日）午後５時まで**です。
●本株主総会にご出席される株主様へのお土産のご用意はございません。

招集ご通知がスマホでも！

パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。

https://p.sokai.jp/4611/

決議事項

＜会社提案＞

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額改定の件

＜株主提案＞

第６号議案　剰余金処分の件

目　次

ごあいさつ …… 1
第142期定時株主総会招集ご通知 …… 3
議決権行使についてのご案内 …… 5
株主総会参考書類 …… 9
事業報告 ……33
連結計算書類 ……53
計算書類 ……55
監査報告 ……57

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

当社は、2023年10月26日に公表した当社連結子会社である岡山化工株式会社における不適切行為及び2024年11月29日付で公表したJISマーク表示の一時停止について、外部弁護士を中心とする特別調査委員会の調査結果を踏まえ、本年５月12日付で調査報告書を公表いたしました。一連の不適切行為において、株主様、お取引先様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申しあげます。

当社は本件を重く受け止め、特別調査委員会の提言に基づいた再発防止策をグループ一体となって取り組むとともに、皆様からの信頼回復に向けて最大限努力してまいります。

当社は、2029年度に創立100周年を迎えるにあたり、“ありたい姿”とその実現への道筋を「ビジョン2029」として策定しました。具体的には業績面において連結売上高1,000億円、連結営業利益100億円の達成を目指してまいります。2024年度からスタートした2026中期経営計画では、ありたい姿と現状のギャップを埋めるべく、まずは事業戦略と基盤の深化に注力してまいります。

この度の品質事案を教訓とし更なるガバナンスの強化に努めるとともに、持続的に成長する姿をお見せできるようグループを挙げて取り組んでまいります。

株主の皆様には、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、お願い申しあげます。

さて、第142期定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。株主総会の決議事項及び当期の事業の概要についてご説明いたしますので、ご高覧くださいますようお願い申しあげます。

2025年６月
取締役社長
里 隆幸

2026中期経営計画の概要

創立100周年を見据え、2026中期経営計画を着実に遂行

当社は、創立100周年を迎える2029年度におけるありたい姿として「ビジョン2029」を策定し、業績面では連結売上高1,000億円、連結営業利益100億円、NOPAT（税引後営業利益）ベースのROE8%程度を目標としました。

2024年度からスタートした現中期経営計画（2026中期経営計画）においては、従来の経営戦略や現状の事業ポートフォリオを見直し、マテリアリティの再定義を実施いたしました。そしてビジョン2029の実現に向けた事業戦略と基盤の深化に注力する３年間と位置づけ、「成長市場と先駆的領域への注力」「外部リソースの獲得・活用による事業基盤の拡大」「人材及び事業活動の全社最適化」の３つを基本方針として掲げております。この基本方針に基づく取り組みの一環として、2024年度には神東塗料株式会社を新たにグループに迎え入れました。これにより、同社とのシナジーを着実に生み出し、ビジョン2029の実現に向けた歩みを加速させてまいります。

なお、2026中期経営計画最終年度となる2026年度には、連結売上高800億円、連結営業利益80億円を業績目標といたしました。また、資本効率性の向上を図りNOPAT-ROE８％程度を目指すとともに、株主還元策として2026年度までにDOE（株主資本配当率）3%の達成を図ります。今後も、事業戦略の着実な遂行と、安定的かつ積極的な株主還元を両立させることで、資本コストや株価を意識した経営の高度化に努めてまいります。

詳しい内容につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。
https://www.dnt.co.jp/ir/management/vision/

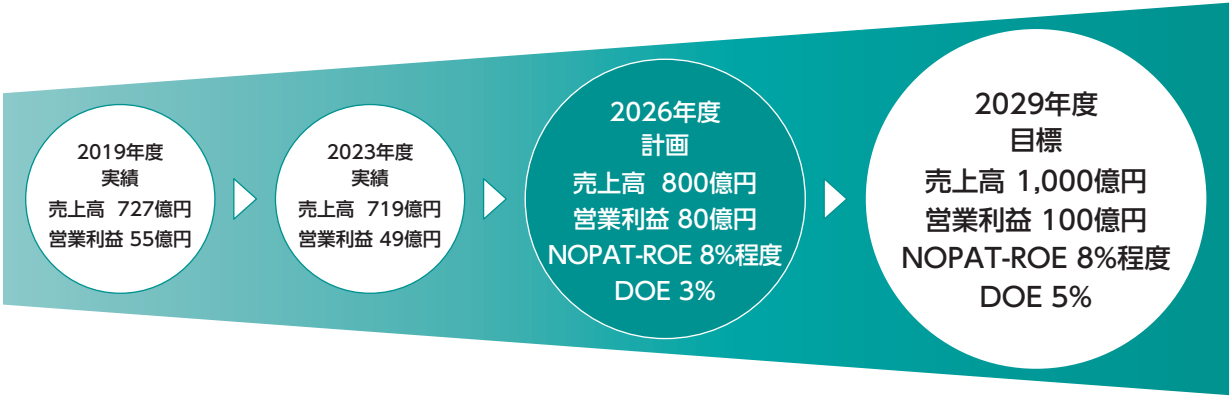

成長市場と先駆的領域への注力	・各事業の有機成長の推進と、新たな成長ドライバの育成に向けた、リソース配分の最適化と戦略投資の実行 ・顧客ニーズに沿ったサステナ貢献製品・海外製品等、開発力の強化
外部リソースの獲得・活用による事業基盤の拡大	・M&Aや業務提携等のアライアンス活用による塗料事業の基盤拡大及び抜本的効率化 ・自立的な事業推進に向けた外部リソース獲得による海外事業基盤の拡大
人材及び事業活動の全社最適化	・採用・育成強化及び人材配置の最適化、職場環境の整備 ・製品開発力と総合提案力を最大化する組織・グループ間協働の強化 ・適時適切な設備更新及びDXの活用による、生産性の更なる向上

証券コード：4611
（発送日）2025年６月２日
（電子提供措置の開始日）2025年５月26日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場一丁目18番11号
大日本塗料株式会社
取締役社長　里　　隆　幸

第142期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第142期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト 株主総会ページ	https://www.dnt.co.jp/ir/stock/meeting/
株主総会資料 掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/4611/teiji/
東京証券取引所ウェブサイト 東証上場会社情報サービス	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大日本塗料」又は「コード」に当社証券コード「4611」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年６月23日（月曜日）午後５時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	2025年６月24日（火曜日）午前10時　（受付開始：午前９時予定）
2 場　　所	大阪市中央区南船場一丁目18番11号　SRビル長堀９階　当本社会議室 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	
報告事項	1. 第142期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第142期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	
＜会社提案＞	
第１号議案	剰余金の処分の件
第２号議案	取締役９名選任の件
第３号議案	監査役１名選任の件
第４号議案	補欠監査役１名選任の件
第５号議案	取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額改定の件
＜株主提案＞	
第６号議案	剰余金処分の件

以　上

電子提供措置事項について

●2022年９月１日施行の改正会社法により、株主総会資料の電子提供制度が開始されましたが、本株主総会資料は、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面を一律で株主様にお送りしております。

●当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、下記事項の記載をしておりません。ただし、下記事項につきましても、当該書面に記載している事項と同じく、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をしております。

①事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「新株予約権等の状況」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会ご出席にあたって

●当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の決議結果について

●本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付は行わず、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年６月24日（火曜日）
午前10時

インターネットで議決権を行使する方法

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年６月23日（月曜日）
午後５時入力完了分まで

郵送で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。

行使期限

2025年６月23日（月曜日）
午後５時到着分まで

本株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（１名の株主様からご提案された議案）の決議を行います。
第６号議案は、株主提案です。
当社取締役会は、この株主提案に反対しております。
議案の詳細については、２９頁以降をご参照ください。

- ●各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ●インターネット及び郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

■記入方法のご案内　議決権行使書用紙はイメージです。

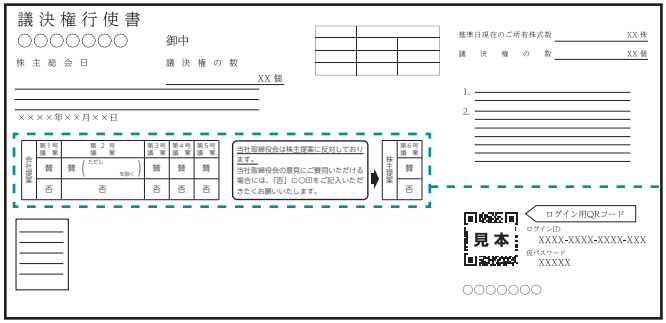

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合　「賛」の欄に○印
反対の場合　「否」の欄に○印

※一部の候補者に反対の場合、「賛」の欄に○印を付け、反対する候補者の番号をご記入ください。

当社取締役会は、株主提案に反対しております。当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、株主提案の「否」の欄に○印を付けてください。

■議決権行使書用紙の記載例

記載例は、会社提案の全ての議案に賛成・株主提案に反対の場合のものです。

会社提案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
	賛	賛（ただし　を除く）	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否

当社取締役会は株主提案に反対しております。
当社取締役会の意見にご賛同いただける場合には、「否」に○印をご記入いただきたくお願いいたします。

株主提案	第6号議案
	賛
	否

第1号議案から第5号議案は、**会社提案**（取締役会からご提案させていただく議案）です。

第6号議案は、**株主提案**（1名の株主様からご提案された議案）です。

各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使についてのご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

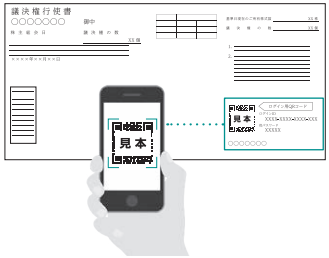

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

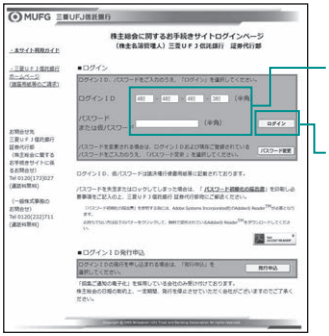

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
TEL：0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

（注１） 機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
（注２） 毎日午前２時30分から午前４時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
（注３） インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
（注４） 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

事前質問受付のご案内

当社では、株主総会の開催に先立って、**第142期定時株主総会に関する報告事項及び決議事項に関してのご質問をインターネット上で事前に承ります。**

■事前質問受付サイト

受付期限：
2025年６月13日（金曜日）午後５時まで
URL：https://links-v.pdcp.jp/4611/2025/dnt142/
※右のQRコードからもアクセスいただけます。
※ログインの際は、ID（株主番号８桁）とパスワード（株主様の郵便番号７桁）の入力が必要です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

頂いたご質問の中で、株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきましては、後日、**当社ウェブサイト（https://www.dnt.co.jp/）にて回答を掲載させていただく予定です。**

「事前質問受付」に関するお問い合わせ先
大日本塗料株式会社　管理本部総務部
TEL：06－6266－3100（受付時間　平日　午前９時～午後５時）

IRメール配信サービスのご登録は
コチラ▶
https://www.dnt.co.jp/ir/support/mail/

Eメールアドレスをご登録いただいた方へ、当社の決算発表や経営戦略、開示情報などIR情報をタイムリーに配信しています。
是非ご登録ください。

スマート招集　**招集ご通知がスマホでも！**

当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。
下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

https://p.sokai.jp/4611/

株主総会参考書類

議案及び参考事項

会社提案（第１号議案から第５号議案まで）
第１号議案から第5号議案までは会社提案によるものであります。

第１号議案 剰余金の処分の件

当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、株主の皆様に対する配当額の決定を経営上の重要課題の一つと位置づけており、企業体質の強化、財務内容の健全性維持に努めつつ、業績に応じた配当を安定的に継続実施することを基本方針としております。

この基本方針のもと、2026中期経営計画における株主還元方針は、長期安定的な配当の実施を目的として、株主還元指標にDOE（株主資本配当率）を導入し、前期末の株主資本に対する配当率を2026年度までに3.0%とする目標を掲げております。

あわせて、2026中期経営計画では資本配分の方針も明確にしており、安定的かつ継続的な株主還元と、将来の成長に向けた戦略的な投資の両立を図っております。配当については、3か年総額で約50億円の実施を見込んでおり、加えて、設備投資やM&Aなどの成長投資に約200億円を充当する計画です。これにより、株主の皆様に対する継続的な還元の強化と中長期的な企業価値の向上の双方が実現可能と考えております。

以上を踏まえ、当事業年度の期末配当につきましては、前事業年度の期末配当金から14円増配し、1株当たり49円とさせていただきたいと存じます。なお、これは2024年3月期末の株主資本の3.0%を満たす水準となります。

1 配当財産の種類	金銭
2 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額	当社普通株式１株当たり　金 **49** 円 総額 **1,396,348,149** 円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年６月25日

■ 1株当たり配当金／DOE（株主資本配当率）

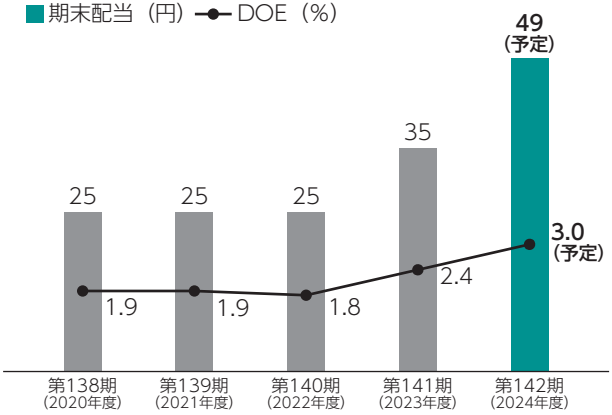

第２号議案 取締役９名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役９名全員が任期満了となりますので、取締役９名（うち社外取締役３名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者については、社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会の答申を得て、取締役会において決定しております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）				当社における地位、担当	取締役会の出席状況	性別	取締役在任年数（本総会終結時）
1	里 隆幸（さと たかゆき）	再任			代表取締役社長	100%（18回／18回）	男性	13年
2	永野 達彦（ながの たつひこ）	再任			取締役　常務執行役員 管理本部長 兼管理本部財務部長	100%（18回／18回）	男性	7年
3	山本 基弘（やまもと もとひろ）	再任			取締役　執行役員 スペシャリティ事業部門長 兼塗料事業部門 副部門長（技術統括）	100%（18回／18回）	男性	8年
4	中谷 昌幸（なかたに まさゆき）	再任			取締役　執行役員 国際本部長	100%（18回／18回）	男性	3年
5	三宅 章弘（みやけ あきひろ）	再任			取締役　執行役員 生産部門長	100%（18回／18回）	男性	2年
6	藤原 明（ふじわら あきら）	再任			取締役　執行役員 塗料事業部門長	100%（14回／14回）	男性	1年
7	林 紀美代（はやし きみよ）	再任	社外	独立	取締役	100%（18回／18回）	女性	6年
8	佐藤 弘志（さとう ひろし）	再任	社外	独立	取締役	100%（18回／18回）	男性	3年
9	馬場 浩司（ばば こうじ）	再任	社外	独立	取締役	100%（18回／18回）	男性	3年

(注１) 藤原　明氏の取締役会の出席状況は、2024年６月27日の就任後に開催された取締役会を対象としております。
(注２) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条に基づき、取締役会決議があったものと見なす書面決議が1回ありました。

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者
独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

所有する当社の株式数
39,060株

取締役在任年数
（本総会終結時）
13年

取締役会出席状況
18/18回（100%）

候補者番号
1

里（さと） 隆幸（たかゆき）

（1961年１月15日生）

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1984年４月　当社入社
2009年４月　当社一般塗料部門
　　構造物塗料事業部副事業部長
2010年４月　当社技術開発部門開発部長
2011年４月　当社執行役員
　　一般塗料部門副部門長（技術統括）
　　工業塗料部門副部門長（技術統括）
2012年４月　当社技術開発部門長
　　兼塗料事業部門副部門長（技術統括）
2012年６月　当社取締役
2014年４月　当社塗料事業部門長
　　兼塗料販売事業部長
2016年４月　当社常務執行役員
　　塗料事業部門建築・構造物塗料事業部長
2018年４月　当社専務執行役員
　　経営全般
2018年６月　当社代表取締役社長（現任）
〈担当〉内部監査室、品質保証部

取締役候補者とした理由

長年に亘る当社の技術部門及び営業部門での豊富な経験と実績を有しております。2018年に当社の代表取締役社長に就任して以来、強いリーダーシップをもって当社グループの経営全般を牽引し、取締役会において重要事項の決定及び業務執行の監督を的確に行っております。また、品質担当役員として品質管理体制の更なる強化を推進しております。
これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待でき、当社グループの持続的な成長と更なる企業価値向上に寄与すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
12,533株

取締役在任年数
（本総会終結時）
7年

取締役会出席状況
18/18回（100%）

候補者番号
2

永野達彦（ながの たつひこ）

（1963年９月22日生）

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1987年４月　株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2012年５月　同行営業第二本部　営業第五部長
2014年６月　同行丸の内支社長
2017年６月　当社執行役員
　管理本部副本部長兼財務担当
2018年４月　当社管理本部長（現任）
2018年６月　当社取締役（現任）
　常務執行役員（現任）
2020年10月　当社販売店協働推進担当
2022年４月　当社管理本部経営企画室長
2024年４月　当社管理本部財務部長（現任）
〈担当〉管理本部

取締役候補者とした理由

金融機関で培ってきた財務及び経営戦略における豊富な経験と知見を有しております。当社では管理本部を担い、M&A戦略の実行、政策保有株の縮減及び新たな配当戦略を導入するなど、2026中期経営計画を中心となり推進しております。
これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待でき、当社グループの持続的な成長と更なる企業価値向上に寄与すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
13,063株

取締役在任年数
（本総会終結時）
8年

取締役会出席状況
18/18回（100%）

候補者番号
3

山本基弘（やまもとひろ）

（1964年1月18日生）

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1986年 4 月　当社入社
2014年 4 月　当社技術開発部門副部門長
　兼開発部長
　兼技術開発第一グループ長
　兼建築・構造物塗料事業部副事業部長
2015年 4 月　当社執行役員（現任）
2016年 4 月　当社技術開発部門長
　兼塗料事業部門副部門長（技術統括）
2017年 6 月　当社取締役（現任）
2018年 4 月　当社塗料事業部門長
2022年 4 月　当社スペシャリティ事業部門長（現任）
　兼塗料事業部門副部門長（技術統括）（現任）
〈担当〉スペシャリティ事業部門、技術開発部門

取締役候補者とした理由

当社の技術部門及び営業部門で培ってきた塗料開発と市場開拓に関する豊富な経験と知識を有しており、現在はスペシャリティ事業部門と技術開発部門を担っております。
これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待でき、当社グループの持続的な成長と更なる企業価値向上に寄与すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
9,505株

取締役在任年数
（本総会終結時）
3年

取締役会出席状況
18/18回（100%）

候補者番号
4

中谷昌幸（なかたにまさゆき）

（1966年12月８日生）

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

1990年４月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2011年10月	同行総務部次長
2014年10月	同行難波支店副支店長
2015年４月	同行徳山支店長兼徳山支社長
2017年10月	同行融資部次長
2019年５月	当社入社
	管理本部経営企画室専任部長
2020年４月	**当社執行役員（現任）**
	管理本部経営企画室長
2022年４月	**当社国際本部長（現任）**
2022年６月	**当社取締役（現任）**
	資材担当

〈担当〉国際本部、資材本部

取締役候補者とした理由

金融機関で培ってきた財務及び会計における豊富な経験と知見を有しております。当社に入社後は、経営企画室長として中期経営計画を立案、推進するとともに、国内外のグループ会社の管理及び内部統制を担い、その高いマネジメント能力と実績を活かして、現在は国際本部と資材本部を担っております。
これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待でき、当社グループの持続的な成長と更なる企業価値向上に寄与すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
10,442株

取締役在任年数
（本総会終結時）
2年

取締役会出席状況
18/18回（100%）

候補者番号
5

三宅章弘（みやけあきひろ）

（1971年2月7日生）

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1996年 4 月　当社入社
2013年 4 月　当社生産部門生産技術企画部次長
2015年 4 月　当社塗料事業部門塗料事業企画室次長
2017年 4 月　当社塗料事業部門塗料事業企画室長
2021年 4 月　当社執行役員（現任）
　生産部門生産技術企画部長
2022年 4 月　当社生産部門長（現任）
2023年 6 月　当社取締役（現任）
〈担当〉生産部門

取締役候補者とした理由

当社の技術部門、生産部門及び営業部門で培ってきた塗料開発・製造と営業企画に関する豊富な経験と知識に加え、基幹システム構築や品質管理など様々なプロジェクトでの実績を有しており、現在は生産部門を担っております。
これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待でき、当社グループの持続的な成長と更なる企業価値向上に寄与すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
4,977株

取締役在任年数
（本総会終結時）
1年

取締役会出席状況
（2024年６月27日就任以降）
14/14回（100%）

候補者番号
6

再任

藤原（ふじわら） 明（あきら） (1960年４月18日生)

[略歴、当社における地位及び担当]

1983年４月　当社入社
2010年４月　当社一般塗料部門一般塗料販売事業部西日本販売部長
2013年４月　当社塗料事業部門金属焼付塗料事業部長
2016年７月　当社塗料事業部門塗料販売事業部長
2017年４月　DNT山陽ケミカル株式会社　代表取締役社長
2020年４月　当社執行役員（現任）
　　塗料事業部門副部門長
2021年４月　当社塗料事業部門塗料事業企画室長
2023年４月　当社塗料事業部門市場開発部長
2023年12月　当社塗料事業部門長（現任）
2024年６月　当社取締役（現任）
〈担当〉塗料事業部門

取締役候補者とした理由

長年に亘る当社の営業部門で培ってきた市場開拓と営業企画に関する豊富な経験と知識に加え、当社国内の販売系グループ会社での経営経験を有しており、現在は塗料事業部門を担っております。
これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待でき、当社グループの持続的な成長と更なる企業価値向上に寄与すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
3,900株

社外取締役在任年数
（本総会終結時）
6年

取締役会出席状況
18/18回（100%）

候補者番号
7

林（はやし） 紀美代（きみよ）（1958年４月29日生）

再任
社外
独立

［略歴、当社における地位及び担当］

1982年10月	朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入所
1986年３月	**公認会計士登録（現任）**
1995年10月	同所シニアマネージャー（2009年９月退所）
2009年10月	**林紀美代公認会計士事務所代表（現任）**
2010年10月	**イワタニダイレクト株式会社（現 イワタニアイコレクト株式会社）監査役（現任）**
2019年６月	**当社取締役（現任）**
2020年６月	**新コスモス電機株式会社社外監査役（現任）**

［重要な兼職の状況］

林紀美代公認会計士事務所代表
新コスモス電機株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士としての財務及び会計に関する知見に加え、事業会社の監査役としての豊富な経験を有しております。当社では、これら専門的見地から取締役会において積極的に発言されるなど、経営の監督機能を適切に果たしておられます。今後も当社経営全般に対して提言いただくことにより、当社グループの持続的な成長と更なる企業価値向上の実現に向けて、当社のコーポレートガバナンスの強化に寄与されることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が再任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただきます。
なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役候補者が当社又は役員を兼務する他社での法令又は定款違反等の事実について

林紀美代氏が当社の社外取締役として在任中である2024年11月、当社は外注管理に係る社内ルールの逸脱等の不適切事案が判明したことから対象製品に係るJISマーク表示製品としての出荷を自粛し、一般財団法人日本塗料検査協会よりJISマーク表示の一時停止の通知を受領いたしました。
同氏は当該不正事実が判明するまでは、その事実を認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守の観点から提言等を行っております。当該不正事実が判明した後においては、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての助言等を行い、その職責を果たしております。

所有する当社の株式数
1,600株

社外取締役在任年数
（本総会終結時）
3年

取締役会出席状況
18/18回（100%）

候補者番号

8 佐藤弘志（さとうひろし）

（1958年1月2日生）

再任
社外
独立

［略歴、当社における地位及び担当］

1980年 4 月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2005年 5 月	株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 事業戦略開発部長
2006年 5 月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 融資部長
2007年 6 月	同行執行役員融資部長
2008年 6 月	同行常勤監査役（2011年6月退任）
2011年 6 月	三菱製鋼株式会社 代表取締役　常務取締役（2017年6月退任）
2017年 6 月	三菱マテリアル株式会社常勤監査役
2019年 6 月	同社社外取締役常勤監査委員（2022年6月退任）
2022年 6 月	**当社取締役（現任）**

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関の監査役及び上場会社の経営者、監査役としての経験から、財務・会計及び企業経営に関する豊富な知見を有しております。これらを活かし、取締役会において積極的に発言されるなど、経営の監督機能を適切に果たしておられます。今後も当社経営全般に対して提言いただくことにより、当社グループの持続的な成長と更なる企業価値向上の実現に向けて、当社のコーポレートガバナンスの強化に寄与されることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。
また、同氏が再任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただきます。

社外取締役候補者が当社又は役員を兼務する他社での法令又は定款違反等の事実について

佐藤弘志氏が当社の社外取締役として在任中である2024年11月、当社は外注管理に係る社内ルールの逸脱等の不適切事案が判明したことから対象製品に係るJISマーク表示製品としての出荷を自粛し、一般財団法人日本塗料検査協会よりJISマーク表示の一時停止の通知を受領いたしました。
同氏は当該不正事実が判明するまでは、その事実を認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守の観点から提言等を行っております。当該不正事実が判明した後においては、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての助言等を行うとともに特別調査委員として事実関係の調査にあたるなど、その職責を果たしております。

所有する当社の株式数
1,600株

社外取締役在任年数
（本総会終結時）
3年

取締役会出席状況
18/18回（100%）

候補者番号
9

馬場浩司（ばばこうじ）

（1957年８月22日生）

再任
社外
独立

［略歴、当社における地位及び担当］

1981年４月	株式会社東京銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2007年５月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） ヨハネスブルグ駐在員事務所長
2010年12月	日本輸送機株式会社 （現 三菱ロジスネクスト株式会社）入社
2011年４月	同社営業本部営業企画室長
2013年４月	同社海外営業本部海外営業企画部長
2014年６月	同社執行役員 海外営業本部海外営業企画部長
2017年10月	同社参事　海外営業本部副本部長兼海外営業企画部長
2019年６月	同社常勤監査役（2023年６月退任）
2022年６月	**当社取締役（現任）**

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関での長年の経験に加え、上場会社での海外営業担当の執行役員、監査役としての経験から、財務・会計及び海外事業に関する豊富な知見を有しております。これらを活かし、取締役会において積極的に発言されるなど、経営の監督機能を適切に果たしておられます。今後も当社経営全般に対して提言いただくことにより、当社グループの持続的な成長と更なる企業価値向上の実現に向けて、当社のコーポレートガバナンスの強化に寄与されることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が再任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただきます。

社外取締役候補者が当社又は役員を兼務する他社での法令又は定款違反等の事実について

馬場浩司氏が当社の社外取締役として在任中である2024年11月、当社は外注管理に係る社内ルールの逸脱等の不適切事案が判明したことから対象製品に係るJISマーク表示製品としての出荷を自粛し、一般財団法人日本塗料検査協会よりJISマーク表示の一時停止の通知を受領いたしました。
同氏は当該不正事実が判明するまでは、その事実を認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守の観点から提言等を行っております。当該不正事実が判明した後においては、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての助言等を行い、その職責を果たしております。

(注１) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
(注２) 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
（１）林紀美代氏、佐藤弘志氏及び馬場浩司氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
（２）当社は、林紀美代氏、佐藤弘志氏及び馬場浩司氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、法令に定める最低責任限度額となり、３氏の再任が承認された場合は、３氏との当該契約を継続する予定であります。
（３）林紀美代氏は、当社の会計監査人であるあずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）に在籍しておりましたが、同法人を退所後、相当期間（15年）経過しており、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
（４）佐藤弘志氏が監査役、馬場浩司氏が業務執行者であった株式会社三菱UFJ銀行と当社との間には借入等の取引関係がありますが、直近事業年度末時点における当該借入額は当社の連結総資産に対して少なく(5.0％未満)、また、同行を佐藤弘志氏は退任後14年、馬場浩司氏は退職後14年と相当期間経過していることから、両氏の独立性は確保されていると判断しております。
（５）馬場浩司氏が常勤監査役を務めていた三菱ロジスネクスト株式会社と当社との間には製品等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は当社の連結売上高に対して僅少（0.2％未満）であり、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
(注３) 当社は、取締役全員を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、取締役候補者全員は当該保険契約の被保険者となります。

第３号議案 監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役　杉浦　秀樹氏が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者については、社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会の答申を得て、取締役会において決定しております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

所有する当社の株式数
1,900株

社外監査役在任年数
（本総会終結時）
4年

取締役会出席状況
18/18回（100%）

監査役会出席状況
14/14回（100%）

杉浦秀樹（すぎうらひでき）

（1966年２月２日生）

再任　社外　独立

[略歴、当社における地位]

1989年４月	三菱信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行株式会社）入社
2012年２月	同社法人アドバイザリーサービス部次長
2013年10月	同社審査部次長
2014年８月	同社不動産ファイナンス審査室長
2017年４月	同社不動産信託部次長
2018年４月	同社グループ不動産営業部副部長
2021年４月	エム・ユー・トラスト・アップルプランニング株式会社出向 （2021年６月三菱UFJ信託銀行株式会社退職）
2021年６月	**当社常勤監査役（現任）**
2024年６月	**三菱ロジスネクスト株式会社社外監査役（現任）**

[重要な兼職の状況]

三菱ロジスネクスト株式会社社外監査役

社外監査役候補者とした理由

金融機関における長年の経験から、財務、会計、リスクマネジメントに関する豊富な知見に加え、当社の監査役会議長を務めるなど監査業務における豊富な経験と知見を有しております。

当社の社外監査役に就任して以来、取締役会において積極的に発言されるなど、当社取締役の職務執行を適切に監査されております。

これらの実績から、当社グループの監査体制の更なる強化に適任と判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、金融機関における長年の経験から、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外監査役候補者が当社又は役員を兼務する他社での法令又は定款違反等の事実について

杉浦秀樹氏が当社の社外監査役として在任中である2023年10月、当社は連結子会社である岡山化工株式会社が製造するJIS製品において、社内で定めた検査規格に係る検査値の改ざん等の不適切行為が行われていたことを公表いたしました。
同氏は当該不正事実が判明するまでは、その事実を認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守の観点から提言等を行っております。当該不正事実が判明した後においては、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての助言等を行うとともに、特別調査委員として事実関係の調査にあたるなど、その職責を果たしております。
また、同氏が当社の社外監査役として在任中である2024年11月、当社は外注管理に係る社内ルールの逸脱等の不適切事案が判明したことから対象製品に係るJISマーク表示製品としての出荷を自粛し、一般財団法人日本塗料検査協会よりJISマーク表示の一時停止の通知を受領いたしました。
同氏は当該不正事実が判明するまでは、その事実を認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守の観点から提言等を行っております。当該不正事実が判明した後においては、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての助言等を行うとともに、特別調査委員として事実関係の調査にあたるなど、その職責を果たしております。

(注１) 社外監査役候補者杉浦秀樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
(注２) 杉浦秀樹氏は社外監査役候補者であります。
なお、当社は杉浦秀樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
(注３) 当社は、杉浦秀樹氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、法令に定める最低責任限度額となり、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
(注４) 杉浦秀樹氏が業務執行者であった三菱UFJ信託銀行株式会社と当社の間には、証券代行業務やコンサルティングサービス等の取引関係がありますが、直近事業年度末時点における当該取引額は、同社の連結売上高に対して僅少（0.01％未満）であり、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
(注５) 杉浦秀樹氏が社外監査役を務めている三菱ロジスネクスト株式会社と当社との間には製品等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は当社の連結売上高に対して僅少（0.2％未満）であり、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
(注６) 当社は、監査役全員を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、杉浦秀樹氏の再任が承認された場合は、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

第４号議案 補欠監査役１名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠監査役　西田　啓氏の選任の効力が失効いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役候補者については、社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会の答申を得て、取締役会において決定しております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

西田（にしだ）　啓（けい）

社外

独立

生年月日
1954年７月８日

所有する当社の株式数
0株

[略歴]

1977年４月	日本電池株式会社（現 株式会社GSユアサ）入社
2007年７月	株式会社ジーエス・ユアサ　コーポレーション 経営戦略統括部長兼広報室長
2008年６月	同社執行役員
2009年６月	同社取締役
2010年４月	同社コーポレート室長
2012年６月	同社常務取締役
2015年６月	同社代表取締役　専務取締役
2018年６月	同社代表取締役　取締役副社長
2020年６月	同社顧問（2021年６月退任）
2021年６月	**東京エレクトロン デバイス株式会社社外取締役（現任）**

[重要な兼職の状況]

東京エレクトロン デバイス株式会社社外取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由

上場会社での経営者及び社外取締役としての経験から、企業経営に関する豊富な知見を有しております。これらを活かした専門的見地から監査役の役割を適切に果たされることを期待し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

（注１）補欠の社外監査役候補者西田　啓氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
（注２）西田　啓氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任することとなった場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
（注３）西田　啓氏が監査役に就任することとなった場合は、当社と同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
（注４）当社は、監査役全員を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、西田　啓氏が監査役に就任することとなった場合は、同氏を当該保険契約の被保険者とする予定であります。

〔ご参考〕取締役会及び監査役会の構成（本定時株主総会終結後の予定）

第２号議案及び第３号議案が承認された場合、当社の取締役会及び監査役会の構成は以下のとおりとなります。

区分	氏　名	属性	諮問委員会	取締役・監査役が有する専門性・経験・知見							
				企業経営	財務会計	法務 コンプライアンス リスク管理	組織人事	グローバル	営業 マーケティング	技術 製品開発 / 生産	環境社会
取締役会	里　隆幸		指名/報酬	●					●	●	●
	永野達彦		指名/報酬	●	●	●	●				●
	山本基弘								●	●	
	中谷昌幸			●	●			●			
	三宅章弘								●	●	
	藤原　明								●		
	林　紀美代	社外 独立	指名/報酬		●						
	佐藤弘志	社外 独立	指名/報酬	●	●	●					
	馬場浩司	社外 独立	指名/報酬		●			●	●		
監査役会	杉浦秀樹	社外 独立			●	●					
	木村直之					●		●	●		
	藤井浩之	社外 独立				●	●				●

(注) 上記は、各人の有する全てのスキル（専門性・経験・知見）を表すものではありません。

〔ご参考〕社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（候補者を含む）が、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、以下各号のいずれにも該当しない場合には、十分な独立性を有するものと判断します。

（1）当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者[注1]又はその業務執行者[注2]

（2）当社グループの主要な取引先[注3]又はその業務執行者

（3）当社グループから役員報酬以外に直前事業年度において年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者をいう。）

（4）当社グループから直前事業年度において年間10百万円以上の寄付を受けている者又はその業務執行者

（5）当社の主要株主（総議決権の10％以上の議決権を直接又は間接に保有している株主）又はその業務執行者

（6）過去３年間において、上記（1）から（5）までに該当していた者

（7）上記（1）から（5）までに該当する者（重要な者[注4]に限る。）の二親等以内の親族

(注１)「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度におけるその者の年間連結売上高の２％以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。

(注２)「業務執行者」とは、会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役、その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員及び使用人をいう。

(注３)「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの年間連結売上高の２％以上の支払いを当社グループに行った者をいう（当社グループが借入れをしている金融機関については、その借入額が当社グループの連結総資産に占める割合が少なくない金融機関とする。）。

(注４)「重要な者」とは、（1）、（2）、（4）、（5）については取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者、（3）については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）をいう。

〔ご参考〕政策保有株式に関する考え方

当社は、保有する政策保有株式について「政策保有株式に関する方針」に基づき、具体的に保有の適否を検証し、資本コストを含めた経済合理性、経営戦略、取引関係の維持、強化の観点から保有意義が希薄となった株式については継続的に縮減を図ることとしております。

具体的には、2023年12月開催の取締役会において、2025年３月末までに投資有価証券の保有金額を連結純資産に対して10%未満とする方針を決議しております。

保有銘柄数及び貸借対照表計上額の推移

2024年度は計８銘柄を2,863百万円（売却益2,124百万円）で売却した結果、2024年度末時点の保有金額は連結純資産に対して8.4%となりました。なお、政策保有株式の貸借対照表計上額は、当社のみの金額であり、連結ベースでの貸借対照表計上額（9,447百万円）から持分法適用会社の株式（2,393百万円）を除外した株式の保有金額（7,054百万円）に対する連結純資産残高比は9.3%となります。

	第140期（2022年度）		第141期（2023年度）		第142期（2024年度）	
	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額（百万円）	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額（百万円）	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額（百万円）
上場株式	35	7,130	25	9,609	19	6,131
非上場株式	21	260	20	258	20	258
保有合計	56	7,390	45	9,868	39	6,390
連結純資産残高		55,210		62,490		76,170
連結純資産残高比		13.4%		15.8%		8.4%

＜政策保有株式に関する方針＞
当社は、持続的な成長と企業価値を高めるため、経営戦略、取引関係の維持、強化の一環として必要と判断した取引先の株式を保有します。
また、当社が保有する政策保有株式は、取締役会が、毎年定期的に個別に中長期的な視点より保有目的や、経済合理性を検証し、その意義が希薄となった株式については、縮減を図ります。

＜議決権行使基準＞
政策保有株式の議決権の行使については、議案の内容が当社の企業価値の向上や株主価値の向上に資するものか否かを議案ごとに総合的に検討し、適切に賛否を判断のうえ行使します。

第５号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額改定の件

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する報酬については、基本報酬及び賞与（2019年６月27日開催の第136期定時株主総会においてご承認いただきました）年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に加えて、2021年5月12日開催の取締役会において、従来のストックオプションとしての新株予約権に関する株式報酬に代えて譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しております。

当社は、2021年６月29日開催の第138期定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、金銭による報酬等の限度額とは別枠で、年額60百万円以内かつ割り当てる当社普通株式の総数を年86,000株以内として設定することをご承認いただいております。

今般、優秀な経営人材を確保・維持するだけでなく、創立100周年を迎える2029年度におけるありたい姿として、業績面で連結売上高1,000億円、連結営業利益100億円を目標として掲げる中、持続的な成長を動機づけ、長期の経営効率向上を推進するインセンティブを拡大することで、企業価値の最大化を図ることを目的として、2025年２月26日開催の取締役会において「取締役等の役員報酬制度の改定」を決議いたしました。当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、本制度を導入しており、業績指標との連動幅を拡大することから、対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の年額及び、発行または処分される当社の普通株式の総数を変更することをお願いするものであります。

具体的には譲渡制限付株式報酬の上限を年額90百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

また、対象取締役が交付を受ける当社の譲渡制限付株式の総数は年129,000株以内に改定させていただきたいと存じます。

現在の取締役は９名（うち社外取締役３名）であり、第２号議案「取締役９名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役は９名（うち社外取締役３名）となり、対象取締役は６名となります。

本議案は、取締役の報酬等の内容に係る決定方針及び当社の株価水準等を総合的に勘案しつつ、報酬諮問委員会の答申を得て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

〔ご参考〕新しい役員報酬制度の概要（2025年４月１日付改定）

当社の役員の報酬等は、以下のとおり構成しています。

1．現金報酬として役位別に支給額を決定している基本報酬（固定報酬）
2．短期的な業績と連動させた賞与
3．中長期的な業績向上を目的とした自社株報酬（非金銭報酬等）

なお、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、それぞれの報酬水準及び構成比率は、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、社外の有識者を交えた役員報酬の審議機関である報酬諮問委員会にて、外部調査機関の役員報酬調査データ等を用いて、同業種又は売上等が同規模の企業との客観的な比較検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえ、委員会メンバーの意見も参考にして審議し、取締役会にて決定しております。また、取締役及び執行役員の報酬におけるそれぞれの報酬要素の構成比率は、概ね下図のとおりとしております。社外取締役、監査役については、基本報酬のみを支給しております。報酬における構成比率は、賞与及び自社株報酬（非金銭報酬等）を基準額とした場合の構成比率であり、実際に支給される報酬の構成比率は、業績や役員評価の結果に基づくため、異なる場合があります。

報酬の種類	種類	付与内容（算定式）	付与方式	報酬構成	
				取締役 執行役員	社外取締役 監査役
1．基本報酬	固定報酬	役職別基準額をもとに各人ごとに決定	毎月 現金支給	60%	100%
2．賞与	短期業績連動報酬	役位別基準額×係数（連結業績評価（売上高・営業利益・NOPAT-ROE･DOE）×個人別貢献度評価）で決定	年１回 現金支給	20%	－
3．自社株報酬（非金銭報酬）	中長期業績連動報酬	役位別基準額×係数（連結業績評価（売上高・営業利益・NOPAT-ROE･DOE）×個人別貢献度評価）で決定	年１回 自社株式支給（譲渡制限付株式）	20%	－

株主提案（第６号議案）
第６号議案は株主様１名からのご提案によるものであります。なお、「提案の内容」及び「提案の理由」は提案株主様から提出された書面の内容を原文のまま記載しております。

第６号議案 剰余金処分の件

１．提案の内容

（１）配当財産の種類
金銭

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額
普通株式１株当たりの配当金額（以下「１株配当」という。）として、107円から、第142回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく１株配当を控除した金額を配当する。
2025年３月期の１株当たり純資産の５％に相当する金額が107円と異なる場合は、冒頭の107円を、2025年３月期の１株当たり純資産の５％に相当する金額に読み替える（１円単位未満は切り捨てとする）。
なお、配当総額は、当社の第142回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
当社の第142回定時株主総会の開催日の翌日
なお、本議案は第142回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立且つ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

２．提案の理由

本議案は、通期の１株配当を１株当たり純資産の５％（DOE５％）とするものです。
当社は2024年５月に中期経営計画を発表されましたが、2025年４月時点でもPBRは0.5倍程度と、市場評価は依然低迷しています。これは、実態としての資本効率の低さ、株主還元の不十分さが、評価を押し下げる要因となっています。
資本効率では、直近年度はROE7.7％と、一般的な資本コスト８％に近しいものの、実際には土地売却益や有価証券売却益により、一時的に利益が押し上げられ、本業ベースでは５％を切る水準に留まります。
また、株主還元では、DOEでは純資産比３％が一般的な還元水準になりつつある中、2026年度で株主資本比３％を目指す現行方針は、水準・速度の両面で市場の期待に応えるものとは言えません。
純資産の過度な積上げによる資本効率の低下を避け、配当を通じた株式価値の評価改善が急務です。以上を踏まえ、提案株主は純資産に基づくDOE５％相当の配当を実施することを提案致します。

3．取締役会の意見

当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

本株主提案は、当社普通株式の１株当たり配当金を１株当たり純資産の５％に相当する金額とするものです。これに基づくと、本株主提案の１株当たり配当金は114円[1]となり、配当金総額は約32億円に相当いたします。本議案につきましては、当社取締役会において慎重に検討を重ねました結果、下記理由により反対の意見を表明することといたしました。

当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、株主の皆様に対する配当額の決定を経営上の重要課題の一つと位置づけており、企業体質の強化、財務内容の健全性維持に努めつつ、業績に応じた配当を安定的に継続実施することを基本方針としております。
当社が2024年５月に公表した中期経営計画（以下、「2026中期経営計画」といいます。）においても言及しておりますが、ご提案の株主様もご指摘のとおり当社の株価指標の一つであるPBRはいまだ低い水準にあると認識しております。この背景には、現時点における当社の資本収益性や将来の成長性が、株式市場からの期待に十分にお応えできていないことがあると考えております。

当社では、持続的な企業価値向上には、基幹事業における収益力の維持・向上と成長が期待される事業への積極投資が不可欠であるとの認識のもと、2026中期経営計画において、今後３年間で総額200億円程度を目安とする成長投資（設備投資やM&A等）を実行し、事業基盤の拡大と収益性の更なる向上を目指す方針を掲げております。その具体的な取り組みとして、2024年度には、国内塗料市場を主たる事業領域とする神東塗料株式会社に対するM&Aを実行し、同社を当社グループに迎え入れました。同社とは既に事業提携に関するコミッティーを設置し、両社にとっての相互の企業価値向上に向けた具体的な検討を進めております。この提携を通じて、短期的には原材料調達の効率化や相互の製品ラインナップの補完によるシナジーを追求し、中長期的には生産体制の最適化や共同での新たな製品開発や技術革新の加速等を通じて、競争力の強化と新たな成長機会の創出を目指してまいります。また、設備投資においては、当社グループ内で最も収益性の高い照明機器事業に対して積極的に実施しております。具体的には、同事業の子会社では、製品開発力強化、物流効率向上及び職場環境改善を目的として、技術センター機能を備えた新本社を2024年度に建設いたしました。更に、生産効率の抜本的な向上や将来的な増産余力確保等を目的とした工場の建て替え等も計画・推進しております。当社グループにおいてこれらの戦略投資により、将来にわたる持続的な成長への確固たる足がかりを築いてまいる所存です。

また、2026中期経営計画においては、営業キャッシュフロー創出力を高めることで財務の安定性を確保しつつ、有利子負債の効率的な活用や、政策保有株式の縮減等による資本効率の抜本的な改善を図る方針を示しております。2024年度においては、既に政策保有株式を28億円相当売却いたしました。来年度以降も、政策保有株式及び遊休資産の売却・整理については、資本効率の更なる向上及び財務体質の強化に繋げるため、継続的に検討を進め、機動的に実行していく方針です。

株主還元につきましては、安定的かつ継続的な増配を通じて株主価値の向上を目指すべく、新たな株主還元指標としてDOE（株主資本配当率）を導入いたしました。当社は、前期末の連結株主資本に対する配当率を2026年度までに3.0%、2029年度までに5.0%とするという目標を設定のうえ、2026中期経営計画の計画期間３か年では累計50億円程度の配当を実施する計画としております。2024年度の１株当たり配当金49円（本総会第１号議案にて当社取締役会よりご提案）、及び2025年度の計画値である１株当たり配当金58円は、各期の前期末連結株主資本に対して3.0%を乗じた金額を基に算定したものです。これらの配当水準は、連結株主資本の着実な増加に合わせた還元強化を実施するとともに、資本の過度な蓄積を抑制するという当社の株主還元方針を着実に履行していることを示すものです。

一方、本株主提案のDOE５％相当の配当は総額にして年間約32億円に相当し、これを直ちに実施することは、現在推進中の中期経営計画において計画している成長投資に必要な資金を確保することが困難となり、当該投資の実行に影響を及ぼす可能性があります。計画どおりの成長投資が実行できない場合、期待される中長期的な収益成長の機会を逸し、結果として将来的な企業価値向上及び株主価値向上を阻害する要因となり得ます。また、当社が計画する水準を大きく上回る急激な配当水準の引き上げは、予期せぬ事業環境の変化に対応するための資金余力を低下させ、当社の財務安定性にも影響を及ぼす懸念があり、安定的かつ継続的な株主還元を困難にするものと考えられます。

当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、企業価値創造の源泉である収益力の向上に加え、将来の利益成長に対する市場からの期待を高めることが不可欠であり、その鍵となるのが中期経営計画で掲げる成長投資であると認識しております。ROEの向上と資本コストの低減によるエクイティスプレッドの改善は、こうした取り組みの成果として実現されるものと考えております。当社は、中期経営計画の着実な実行、資本効率の継続的な改善、そして株主の皆様との建設的な対話を通じて、企業価値の最大化に努めてまいる所存です。当社の株主還元方針は、中期経営計画において明確に示したDOE3.0%目標を着実に履行することにより、必要な成長投資と安定的かつ継続的な株主還元の最適なバランスを追求し、これこそが中長期的な視点で真に株主の皆様の利益に貢献するものと確信しております。

以上より、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

1　「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）に基づき算定した１株当たり純資産に対して0.05を乗じた値の小数点以下を切り捨てた金額。

〔ご参考〕当社キャッシュアロケーション方針と進捗状況

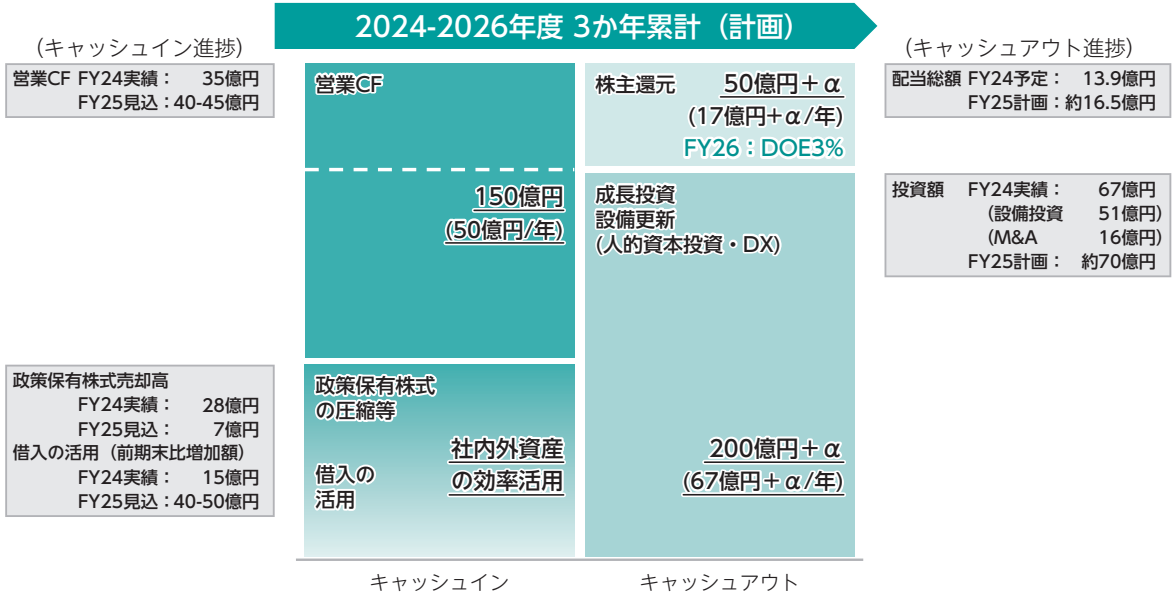

※キャッシュイン／キャッシュアウト進捗に記載している数値は、2026中期経営計画策定時点（2024年５月）の当社連結範囲に基づくものである。2024年度の投資実績には神東塗料株式会社の買収費用を含むが、同社（連結）の営業CF、借入の活用、株主還元、投資等は含まない。

以上

事業報告 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

1.企業集団の現況に関する事項

(１) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド消費の増加等により緩やかな回復基調にあるものの、物価上昇の継続が個人消費や企業の設備投資を下押しし、一部に弱さが見られる状況となりました。先行きについては、長期化するウクライナ情勢や中東地域の不安定な政情、為替の円安推移等によりエネルギー価格や原材料価格の高止まりをもたらしているほか、米国新政権の保護主義的な政策運営が金利・為替・株式相場の変動を引き起こすなど、将来の不確実性はいっそう高まっております。

当社グループにおいては、2024年３月期に公表いたしました当社一部製品に係る不適切行為を受けて、再発防止策の推進及びコンプライアンス遵守の徹底に取り組んでまいりましたが、同活動を進めるなかで新たな不適切事案を確認いたしました。これを受け、当社は当事案に該当するＪＩＳ認証製品の出荷を自粛し、その後2024年11月29日付で該当製品はＪＩＳマーク表示の一時停止となりました。

経営成績については、照明機器事業の堅調な推移により、売上高は725億１千１百万円（前期比0.8％増）となりました。利益面は、国内塗料事業における費用増加や海外塗料事業における売上減少に伴う利益率低下により、営業利益は47億１千６百万円（同 １億８千５百万円減）、経常利益は51億９千９百万円（同 １億３千７百万円減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、2025年３月18日付で神東塗料株式会社を子会社化したことに伴う負ののれん発生益の計上及び政策保有株式の縮減による投資有価証券売却益の計上により、94億３千７百万円（同 48億３千６百万円増）となりました。なお、当連結会計年度においては、連結貸借対照表には神東塗料株式会社の資産及び負債を含んでおりますが、連結損益計算書には神東塗料株式会社の損益を含んでおりません。

2025年３月期の期末配当につきましては、１株当たり49円を予定させていただきます。今後とも安定的な配当を継続して実施すべく、中期経営計画の実行を通じて、事業基盤の拡大と収益性の改善並びに効率化を図ることで、持続的な成長の実現に努めてまいります。

売上高

第142期 (2024年度)

72,511百万円

(前期比 0.8% 増)

営業利益

第142期 (2024年度)

4,716百万円

(前期比 3.8% 減)

経常利益

第142期 (2024年度)

5,199百万円

(前期比 2.6% 減)

親会社株主に帰属する当期純利益

第142期 (2024年度)

9,437百万円

(前期比 105.1% 増)

なお、当社は、2023年10月26日に公表した当社連結子会社である岡山化工株式会社における不適切行為及び2024年11月29日付で公表したＪＩＳマーク表示の一時停止について、外部弁護士を中心とする特別調査委員会の調査結果を踏まえ、本年５月12日付で調査報告書を公表させていただきました。

調査報告書の詳細につきましては、当社ウェブサイトの最新情報に掲載しております2025年５月12日付プレスリリース「当社グループの不適切行為に関する調査報告書公表のお知らせ」（https://www.dnt.co.jp/release/upload_files/news250512.pdf）をご参照ください。

当社は一連の不適切行為を重く受け止め、特別調査委員会の提言に基づいた再発防止策をグループ一体となって取り組むとともに、皆様からの信頼回復に向けて最大限努力してまいります。

各事業セグメントにおける営業活動の状況は次のとおりであります。

■ 国内塗料事業

一般用分野は、不適切行為問題による需要の減少影響により、売上高は前期を下回りました。工業用分野は、金属建材用途などの一部市況の回復や過年度より進めてきた価格是正の進展により、売上高は前期を上回りました。インク・分散技術関連では、新製品の拡販やディスプレイ用途への採用が進展し、売上高は前期を上回りました。

この結果、売上高は509億２千１百万円（前期比0.7％増）となりました。営業利益は、基幹システム更新に伴う一過性の費用増加や人件費等の増加により、19億６千８百万円（同 ２億３千２百万円減）となりました。

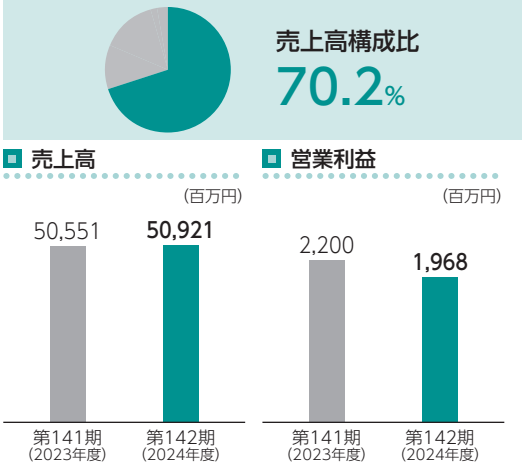

■ 海外塗料事業

東南アジアは、自動車生産台数の減少影響や建材用塗料の需要減少により、売上高は前期を下回りました。メキシコは、自動車生産台数の増加及び新規取引の需要増加により、売上高は前期を上回りました。中国は、日系自動車メーカーの低迷や金属建材向けの需要減少により、売上高は前期を下回りました。

この結果、売上高は81億３千３百万円（前期比4.7％減）となりました。営業利益は、東南アジア及び中国における売上減少に伴う利益率低下により、２億３千８百万円（同 １億７千７百万円減）となりました。

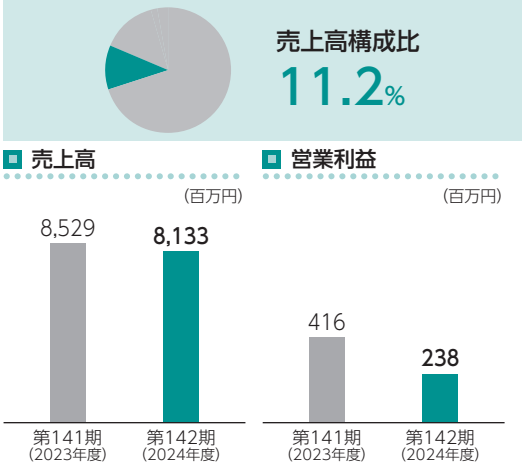

■ 照明機器事業

業務用ＬＥＤ照明分野は、好調なインバウンド需要や都市部再開発を背景に商業施設や宿泊施設向けを中心に需要が堅調に推移したほか、販売価格の改善が進展し、売上高は前期を上回りました。ＵＶランプ分野は、紫外線殺菌用途の需要は堅調なものの、一部製品の需要が減少し、売上高は前期を下回りました。蛍光ランプ分野は、販売価格の改善に継続して努めておりますが市場縮小に伴う需要の減少により、売上高は前期を下回りました。

この結果、売上高は104億１千８百万円（前期比7.6％増）となりました。営業利益は、人件費の増加や本社移転による減価償却費の増加等がありましたが、業務用ＬＥＤ照明分野における大幅な増収により費用増加を吸収し、20億６千３百万円（同 １億７千３百万円増）となりました。

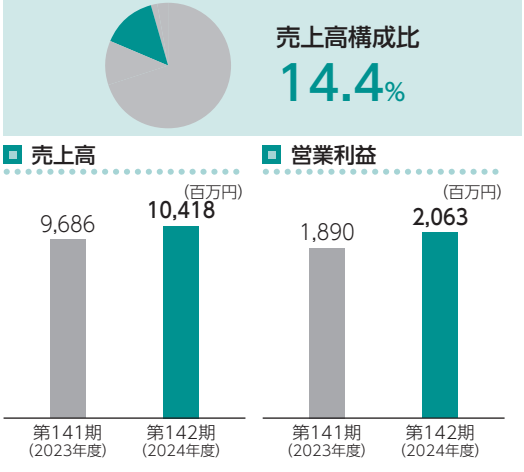

■ 蛍光色材事業

顔料分野は、ＥＵ地域等の海外向け需要が回復し、売上高は前期を上回りました。加工品分野では、安全対策用塗料の需要は堅調に推移しておりますが、テープ製品の需要が減少し、売上高は前期を下回りました。

この結果、売上高は11億５千８百万円（前期比1.4％減）となりました。営業利益は、製品ミックスの改善や経費抑制により、５千９百万円（同 ３千１百万円増）となりました。

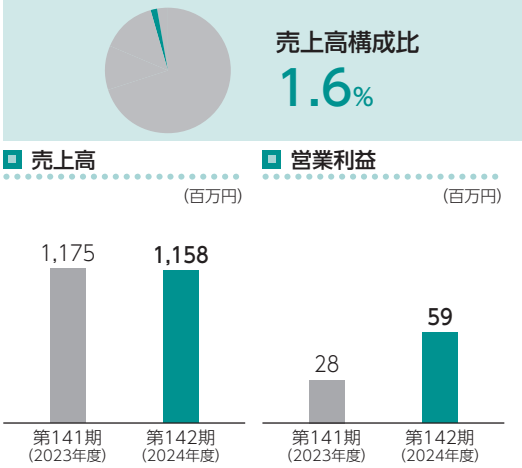

■ その他事業

物流事業は、物流業界における各種コストの上昇に対して単価改善に努めたものの取扱量が減少し、売上高は前期を下回りました。塗装工事事業は、工事受注が減少し、売上高は前期を下回りました。

この結果、売上高は18億７千９百万円（前期比5.9％減）、営業利益は、７千９百万円（同 ５千８百万円減）となりました。

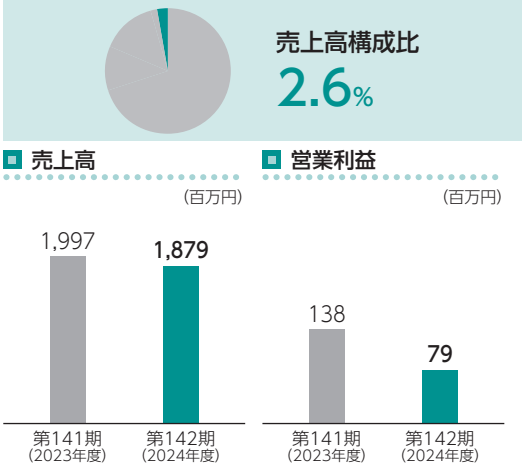

（2） 設備投資の状況

当連結会計年度は、生産設備の更新投資や生産能力の増強を図るため、総額51億円の設備投資を実施いたしました。

（3） 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

（4） 対処すべき課題

当社は、「新しい価値の創造を通じて地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄と豊かな暮らしの実現に貢献できる企業を目指します。」という経営理念のもと、持続的成長力をもつ企業たるべく事業展開を図っております。

当社グループを取り巻く事業環境としましては、国際的な政治・経済の不確実性やサプライチェーンの混乱を背景に、引き続き市場動向やリスク要因に対する注視が必要な状況です。国内塗料事業においては、建築・土木分野での人手不足や住宅着工件数の長期的な低迷といった構造的課題が継続する一方、金属製品や各種機械向けには安定的な需要が期待されます。海外塗料事業については、日系自動車メーカーによる生産調整の影響が継続し、米国をはじめとする各国の通商政策や景気動向に大きく左右される状況が続くと想定されます。照明機器事業については、都市部の再開発案件を背景に堅調な需要環境が継続すると見込まれます。なお、現在当社の一部製品においてＪＩＳマーク表示の一時停止処分を受けております。これに対し、当社グループでは是正措置の徹底及び管理体制の強化を進めており、処分の早期解除が実現した場合は業績の好転が見込まれます。

このような情勢の中、当社グループは変化に強い企業体質の確立を通じて持続的な企業価値の向上を実現すべく、信頼性ある経営基盤の再構築と事業構造の変革に取り組んでまいります。その前提として、全てのステークホルダーの皆さまからの信頼回復に向け、特に品質管理を中心としたガバナンス体制の徹底・強化を最優先課題として、コンプライアンス遵守の徹底と業務プロセスの見直しなど、経営の信頼性確保に向けた具体的な施策を着実に実行し、確実な改善を目指してまいります。

また当社グループでは、「安全・快適な社会と社会インフラへの貢献」「未来を見据えた製品及び技術開発による社会への貢献」「気候変動対策・脱炭素社会への貢献」「資源の循環・サーキュラーエコノミーへの貢献」「多様な人材の確保と能力を発揮できる環境づくり」「コーポレート・ガバナンスの強化、社会的責任の遂行」の６つをマテリアリティ（重要課題）として特定しており、事業活動全体を通じてこれらの課題解決に貢献することを経営の基本方針としております。

これらマテリアリティを具体化すべく、2024年度からスタートした３か年の中期経営計画（2026中期経営計画）では３つの基本方針を設定しております。第一に、環境、エネルギー、ライフサイエンスなど持続可能性に資する成長市場と先駆的領域への注力を加速させ、新たな事業機会の創出を図ってま

いります。第二に、外部リソースの獲得・活用を通じた事業基盤の拡充に取り組んでおり、具体的にはM&Aや業務提携による技術・市場の獲得や、生産体制の最適化による事業構造の効率化を推進してまいります。2024年度に実施した神東塗料株式会社の子会社化は、この方針に基づき実施したものです。第三に、人材育成及び事業活動の全社最適化を進め、人材強化と組織の高度化に継続的に取り組んでまいります。

以上の諸施策を強く推進することで、創業100周年を迎える2029年度には、連結売上高1,000億円、連結営業利益100億円、NOPATベースのROE８％程度の達成を目指し、ひいては企業価値の向上に邁進してまいります。株主の皆様には、何卒一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（5） 財産及び損益の状況の推移

区　分		第139期（2021年度）	第140期（2022年度）	第141期（2023年度）	第142期（2024年度）
売上高	（百万円）	66,948	72,849	71,940	72,511
経常利益	（百万円）	3,465	4,316	5,336	5,199
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	2,031	3,458	4,600	9,437
1株当たり当期純利益	（円）	71.74	121.78	161.70	331.40
総資産	（百万円）	87,705	92,805	101,618	133,344
純資産	（百万円）	51,991	55,210	62,490	76,170
1株当たり純資産額	（円）	1,730.00	1,829.75	2,092.10	2,281.92

（注） 1株当たり純資産額については株主資本にその他包括利益累計額を加えた金額で計算しております。

■ 売上高 （単位：百万円）

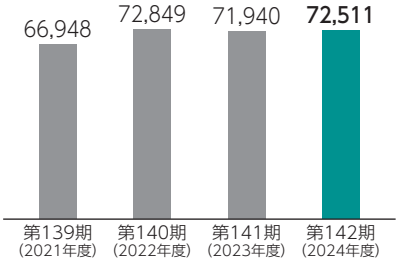

■ 経常利益 （単位：百万円）

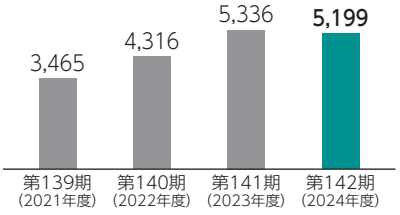

■ 親会社株主に帰属する当期純利益 （単位：百万円）

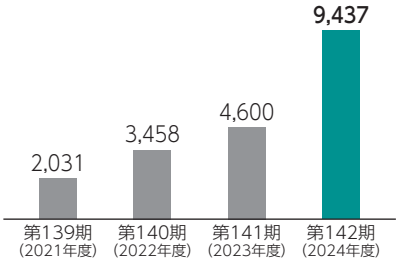

■ 1株当たり当期純利益 （単位：円）

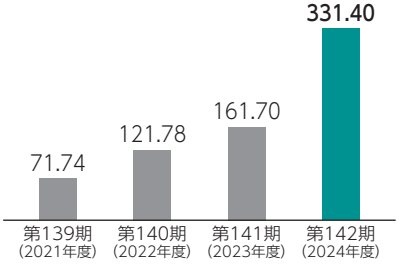

■ 総資産・純資産 （単位：百万円）

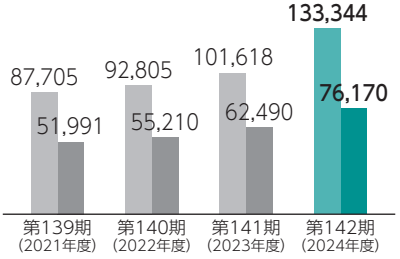

■ 1株当たり純資産額 （単位：円）

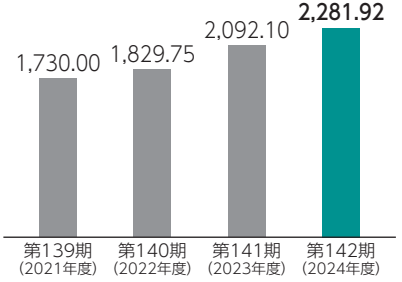

（6） 重要な子会社の状況（2025年３月31日現在）

会　社　名	資本金（百万円）	出資比率（%）	主要な事業内容
大日本塗料北海道株式会社	40	100.0	塗料の販売
ジャパンカーボライン株式会社	100	25.1	塗料の製造・販売
日塗化学株式会社	80	100.0	塗料及び樹脂の製造・販売
シントーファミリー株式会社	50	50.1	家庭用塗料の販売
千葉化工株式会社	50	100.0	塗料の製造
日東三和塗料株式会社	30	100.0	塗料の製造
サンデーペイント株式会社	30	100.0	家庭用塗料の販売
株式会社早神	50	50.1	塗料の販売
ＤＮＴサービス株式会社	90	100.0	塗料の製造
神東塗料株式会社	2,449	50.1	塗料の製造・販売
シントーサービス株式会社	10	50.1	塗料の製造
岡山化工株式会社	80	100.0	塗料の製造
ＤＮＴ山陽ケミカル株式会社	60	100.0	塗料の販売
株式会社宇部塗料商会	10	100.0	塗料の販売
株式会社九州シントー	50	50.1	塗料の販売
Thai DNT Paint Mfg.Co.,Ltd.	100.0 百万THB	47.6	塗料の製造・販売
DNT Singapore Pte.,Ltd.	9.6 百万SGD	100.0	塗料の販売
DNT Paint (Malaysia) Sdn.Bhd.	3.0 百万MYR	86.7	塗料の製造・販売
PT. DNT INDONESIA	3.0 百万USD	100.0	塗料の製造・販売
PT. Shinto Paint Manufacturing Indonesia	20.5 百万USD	50.1	塗料の製造
迪恩特塗料（浙江）有限公司	103.1 百万CNY	100.0	塗料の製造・販売
DAI NIPPON TORYO MEXICANA,S.A. de C.V.	8.2 百万MXN	100.0	塗料の製造・販売
DNT KANSAI MEXICANA S.A. de C.V.	12.3 百万MXN	51.0	塗料の販売
ＤＮライティング株式会社	527	100.0	照明器材の製造・販売
秋田ＤＮライティング株式会社	10	100.0	照明器材の製造
シンロイヒ株式会社	100	100.0	蛍光顔料及び塗料の製造・販売
日塗エンジニアリング株式会社	20	100.0	塗装工事
ニットサービス株式会社	100	100.0	倉庫業、貨物取扱業

（注１）出資比率は、直接及び間接所有の合計であります。
（注２）2024年４月１日付で当社を存続会社、ジャパンパウダー塗料製造株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。
（注３）迪恩特塗料（上海）有限公司は、保有株式を全て売却したため、連結の範囲から除外しております。
（注４）2025年３月18日付で神東塗料株式会社の株式を取得したことにより、同社及び同社の連結子会社であるジャパンカーボライン株式会社、シントーファミリー株式会社、株式会社早神、シントーサービス株式会社、株式会社九州シントー、PT. Shinto Paint Manufacturing Indonesiaを連結子会社としております。

2.会社の株式に関する事項（2025年３月31日現在）

（１） 発行可能株式総数 93,280,000株

（２） 発行済株式の総数 29,710,678株

（３） 株主数 23,788名

（４） 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,916	10.2
明治安田生命保険相互会社	1,400	4.9
DNT取引関係持株会	1,375	4.8
株式会社三菱UFJ銀行	1,228	4.3
ダイニッカ株式会社	1,215	4.2
富国生命保険相互会社	1,000	3.5
株式会社島津製作所	1,000	3.5
東京海上日動火災保険株式会社	844	2.9
田邊康秀	821	2.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	691	2.4

（注１）当社は自己株式を1,213,777株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
（注２）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（５）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2021年６月29日開催の第138期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年６月27日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議いたしました。なお、当事業年度に交付した譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	10,446	6
社外取締役	－	－
監査役	－	－

3.会社役員に関する事項

（1） 取締役及び監査役の状況 （2025年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	里　隆　幸	
取締役	永野達彦	管理本部長兼管理本部財務部長
取締役	山本基弘	スペシャリティ事業部門長 兼塗料事業部門副部門長（技術統括）
取締役	中谷昌幸	国際本部長兼資材担当
取締役	三宅章弘	生産部門長
取締役	藤原　明	塗料事業部門長
取締役	林　紀美代	林紀美代公認会計士事務所 代表 新コスモス電機株式会社 社外監査役
取締役	佐藤弘志	
取締役	馬場浩司	
常勤監査役	杉浦秀樹	三菱ロジスネクスト株式会社 社外監査役
常勤監査役	木村直之	
監査役	藤井浩之	株式会社島津製作所 常任監査役

（注１） 2024年４月１日付で、取締役永野達彦氏は管理本部財務部長を兼職することとなりました。
（注２） 2025年４月１日付で、取締役中谷昌幸氏は国際本部長兼資材担当から国際本部長となりました。
（注３） 取締役のうち、林紀美代氏、佐藤弘志氏及び馬場浩司氏は社外取締役であります。なお、当社は３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
（注４） 監査役のうち、杉浦秀樹氏及び藤井浩之氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
（注５） 杉浦秀樹氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
（注６） 林紀美代氏は、林紀美代公認会計士事務所の代表及び新コスモス電機株式会社の社外監査役でありますが、当社と同事務所及び同社との間には、直近事業年度において取引はありません。
（注７） 杉浦秀樹氏は、三菱ロジスネクスト株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には製品等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は当社の連結売上高に対して僅少（0.2％未満）であり、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
（注８） 藤井浩之氏は、株式会社島津製作所の常任監査役であります。当社と同社との間には製品等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は、同社の連結売上高に対して僅少（0.01％未満）であります。

（2） 当事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
野　田　秀　吉	2024年６月27日	任　期　満　了	取締役 生産部門長補佐 日塗化学株式会社 代表取締役社長

（3） 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

（4） 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員等を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

保険料は特約部分を含め、会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には、免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされております。

（5） 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取　締　役	184	156	13	13	10
（うち社外取締役）	(18)	(18)	(－)	(－)	(3)
監　査　役	35	35	－	－	3
（うち社外監査役）	(21)	(21)	(－)	(－)	(2)
合　　計	220	192	13	13	13
（うち社外役員）	(39)	(39)	(－)	(－)	(5)

（注）上記には2024年６月27日開催の第141期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

締役の金銭報酬の額は、2019年６月27日開催の第136期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は９名（うち、社外取締役は３名）であります。

また、2021年５月12日開催の取締役会において、従来のストックオプションとして新株予約権に関する株式報酬に代えて、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、同年６月29日開催の第138期定時株主総会において、金銭による報酬等の限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内かつ割り当てる当社普通株式の総数を年86,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は５名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2007年６月28日開催の第124期定時株主総会において、年額48百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名（うち、社外監査役は２名）であります。

③役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を決議しており、株主総会にて承認された報酬枠の範囲内で報酬諮問委員会の答申を踏まえて取締役会において決定しております。

取締役の報酬額については、取締役会から一任された代表取締役社長　里　隆幸氏が意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性を確保し、説明責任を強化するために報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定しております。代表取締役社長　里　隆幸氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。また、監査役の報酬額については、監査役の協議で決定しております。

当社の取締役等の報酬等は、現金報酬として役職別の報酬テーブルの範囲内で支給額を決定している基本報酬（固定報酬）に加え、短期的な業績と連動させた賞与及び中長期的な業績向上を目的とした自社株報酬で構成しております。なお、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設

定しております。
　基本報酬と業績連動報酬（短期・中長期）の報酬構成及び役職別の報酬額については、外部調査機関の役員報酬調査データ等を用いて、国内の同業種又は売上等が同規模の企業との客観的な比較検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで、設定しております。
　業績連動報酬等にかかる業績指標及び算定方法は、下記の「取締役等の報酬等の決定の方針と手続」に記載のとおりであり、2026中期経営計画（2024年度～2026年度）の最終年度業績目標である連結売上高80,000百万円、連結営業利益8,000百万円に対し、当事業年度の実績は、連結売上高72,511百万円（前期比 0.8％増）、連結営業利益4,716百万円（同 3.8％減）であります。
　当該指標を選択した理由は、業績の計画に対する達成への責任と貢献を明確にするためであります。
　また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬諮問委員会からの答申を最大限尊重して決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

〔取締役等の報酬等の決定の方針と手続〕

1）取締役等の報酬決定の方針
当社の取締役等の報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針とします。
・各々の取締役等が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系
・当社の経営環境や中長期的な業績の状況を反映した報酬体系
・当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高める報酬体系
・株主の皆様をはじめとしたステークホルダーと価値基準を共有できる報酬体系

2）報酬の内訳及び報酬決定の手続
・取締役の報酬は、基本報酬、賞与及び自社株報酬で構成しており、各取締役の報酬額は、株主総会で承認された範囲内で、報酬諮問委員会の答申結果を最大限に尊重して、取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。なお、社外取締役の報酬は基本報酬のみとなります。
・監査役の報酬は、監査という機能の性格から業績への連動性を排除し、基本報酬のみで構成しており、各監査役の報酬額は、株主総会で承認された範囲内で、監査役の協議により決定します。
・執行役員の報酬は、基本報酬、賞与及び自社株報酬で構成しており、取締役会において決定します。
・基本報酬（固定報酬）
月次の固定報酬とし、役職別の報酬テーブルの範囲内で支給額を決定し、毎月現金で支給します。
・賞与（短期業績連動報酬）
賞与については、役職別基準額をもとに、単年度の業績評価（売上高、営業利益等）に加え、個人別貢献度評価等を総合的に勘案して決定し、原則として取締役は年１回（６月）、執行役員は年２回（６月、12月）支給します。
算定式　賞与＝役職別基準額×係数（業績評価、個人別貢献度評価）
・自社株報酬（中長期業績連動報酬）
当社の取締役の報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主と共有し、業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として支給します。割当株式数については、業績評価（売上高、営業利益等）に加え、個人別貢献度評価等を総合的に勘案して決定し、一定の譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式（譲渡制限付株式）を原則毎年交付します。譲渡制限期間は、株式交付日から取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間とします。

なお、当社は2025年２月26日開催の取締役会において、取締役等の報酬制度を改定することを決議しております。本報酬制度の改定は、株価変動のメリットとリスクを株主様とより一層共有し、株価上昇への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としており、取締役等の報酬の構成比率、賞与及び譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度における業績評価指標の見直し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を改定しております。

本報酬制度改定の詳細については、当社ウェブサイト最新情報に掲載の2025年２月26日付プレスリリース「取締役等の役員報酬制度の改定に関するお知らせ」（https://www.dnt.co.jp/release/upload_files/news250226-2.pdf）をご参照ください。

（6） 社外役員に関する事項

①社外取締役

地　位	氏　　名	出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	林　　紀 美 代	取締役会　18回中18回	公認会計士及び他社の監査役としての豊富な経験と専門的見地に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割、責務を十分に発揮しております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担うなど、当社のコーポレートガバナンスの強化に大いに寄与されました。
取 締 役	佐　藤　弘　志	取締役会　18回中18回	金融機関の監査役及び上場会社の経営者、監査役としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割、責務を十分に発揮しております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担うなど、当社のコーポレートガバナンスの強化に大いに寄与されました。
取 締 役	馬　場　浩　司	取締役会　18回中18回	金融機関での長年の経験に加え、上場会社での海外営業担当の執行役員、監査役としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割、責務を十分に発揮しております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担うなど、当社のコーポレートガバナンスの強化に大いに寄与されました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条に基づき、取締役会決議があったものと見なす書面決議が１回ありました。

②社外監査役

地　位	氏　　名	出席状況	主な活動状況
監 査 役	杉　浦　秀　樹	取締役会　18回中18回 監査役会　14回中14回	金融機関での長年の経験及び当社監査役会議長としての豊富な知見を活かして、取締役会及び監査役会において、適宜発言を行っております。また、監査役会で定めた監査方針に従って、重要な書類の閲覧、各部門や事業所への監査、子会社調査等を行うとともに、常勤監査役として十分に監査機能を発揮されました。
監 査 役	藤　井　浩　之	取締役会　18回中18回 監査役会　14回中14回	上場会社の取締役及び監査役としての豊富な経験を活かして、取締役会及び監査役会において適宜発言を行うなど、監査役として十分に監査機能を発揮されました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条に基づき、取締役会決議があったものと見なす書面決議が１回ありました。

2024年11月25日、当社は外注管理に係る社内ルールの逸脱等の不適切事案が判明したことから対象製品に係るJISマーク表示製品としての出荷を自粛することを公表し、2024年11月29日付で一般財団法人日本塗料検査協会よりJISマーク表示の一時停止の通知を受領いたしました。
取締役　林紀美代氏、佐藤弘志氏、馬場浩司氏の３氏及び監査役　杉浦秀樹氏、藤井浩之氏の両氏は、当該不正事実が判明するまでは、その事実を認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守の観点から提言等を行っております。当該不正事実が判明した後においては、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての助言等を行っており、また、佐藤弘志氏及び杉浦秀樹氏の両氏においては、特別調査委員として事実関係の調査にあたるなど、その職責を果たしております。

〔ご参考〕当社のコーポレートガバナンス体制

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーから「存在価値のある企業」として認められるためには、コーポレートガバナンスの充実・強化が経営の最重要課題の一つであると考えます。

そのために、取締役会の他、取締役会の諮問機関として、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、執行役員制度の採用により、経営と業務執行を適切に分離し、経営環境の変化に対応して迅速・適確な意思決定と管理監督を行うとともに、業務執行の効率を高めます。また、社外取締役や監査役制度により経営監視機能を強化・維持します。更に、決算や経営施策等の情報開示を適時かつ適切に行う等、透明性の高い企業経営の実現に向けて努力します。

ガバナンス体制図

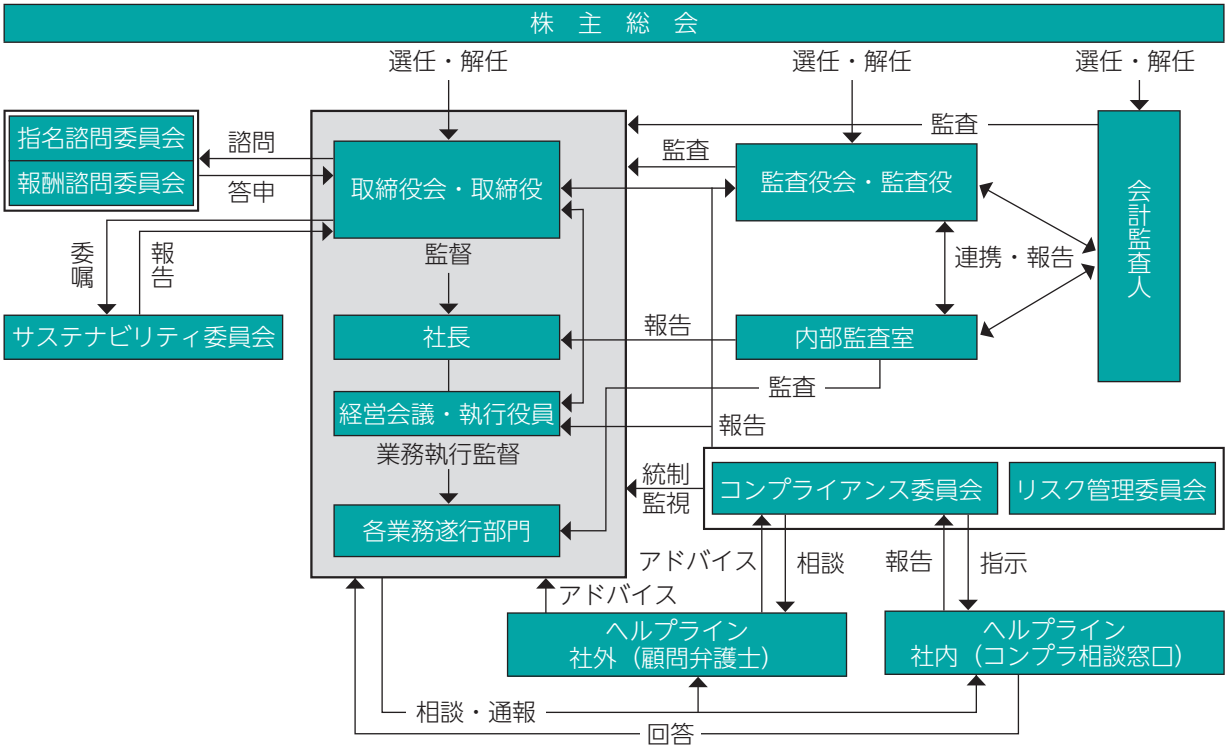

その他の当社のコーポレートガバナンスに関する事項につきましては、当社ウェブサイト（https://www.dnt.co.jp/ir/governance/governance-report/）に掲載しているコーポレート・ガバナンス報告書等をご参照ください。

4.会社の支配に関する基本方針

（1） 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

（2） 基本方針の実現に資する特別な取組み

①当社の事業特性と企業価値に関する考え方

当社は、1929年に島津、三菱、大倉の共同出資により設立された企業であり、今日まで塗料製造を基軸とした事業活動を営んでまいりました。

現在、当社グループは、塗料、照明機器及び蛍光色材の製造販売を主な事業領域としておりますが、当社グループの企業価値の主な源泉は、「国家社会の繁栄に奉仕し得る将来性ある企業足るべし」という創業精神のもとに、永年に亘ってお届けしている各種製品の品質・性能とサービスが築いたブランド力、顧客との信頼関係にあると考えております。特にコア事業である塗料事業におきましては、起業の礎となった錆止め塗料「ズボイド」をはじめ、市場から絶大な支持を得てまいりました防食塗料、その他の独創的な塗料技術は、地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄、豊かな暮らしの実現に貢献し得たものと自負いたしております。このような創業以来の当社グループの取組みの積み重ねが企業文化、あるいは「ＤＮＴ」ブランドとして結実し、現在の企業価値の源泉になっており、今後も企業文化の継続発展を通して当社の社会的存在意義を高めることが、結果として企業価値及び株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。

②中期経営計画に基づく企業価値向上へ向けた取組み

当社は、創立100周年を迎える2029年度におけるありたい姿として、連結売上高1,000億円、連結営業利益100億円を目標とした2024年度から2026年度までの中期経営計画（2026中期経営計画）を2024年５月16日に公表いたしました。2026中期経営計画においては、以下の３つの基本方針のもと、事業戦略と基盤の深化に注力し、その実現に向けて取り組みます。

１）成長市場と先駆的領域への注力

・各事業の有機成長の推進と、新たな成長ドライバの育成に向けた、リソース配分の最適化と戦略投資の実行

・顧客ニーズに沿ったサステナビリティ貢献製品・海外製品等、開発力の強化

2）外部リソースの獲得・活用による事業基盤の拡大
・採用、育成強化及び人材・組織の最適化、職場環境の整備
・製品開発力と総合提案力を最大化する組織・グループ間協働の強化
・適時かつ適切な設備更新及びDXの活用による、生産性の更なる向上
3）人材及び事業活動の全社最適化
・M&Aや業務提携等のアライアンス活動を通じた塗料事業の基盤拡大及び抜本的効率化
・自立的な事業推進に向けた外部リソース獲得による海外事業基盤の拡大

最終年度となる2026年度の業績目標は、連結売上高800億円、連結営業利益80億円、NOPAT（税引後営業利益）ROE８％程度とし、株主還元策としては、2026年度までにDOE（株主資本配当率）３％到達を目標といたします。事業戦略の着実な遂行と安定的かつ積極的な株主還元により、資本コストや株価を意識した経営に努めてまいります。

③コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社が株主、顧客、従業員及び社会全体から「存在価値のある企業」として認められるには、コーポレートガバナンスの充実・強化が経営の最重要課題の一つであると考えております。そのために、当社は2015年６月から適用されたコーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえて「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定・改定し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に係る方針を定めて充実・強化を図っております。

当社の取締役会は、経営の監視機能を高めるため、独立社外取締役の比率を３分の１以上としており、更に、当社取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が過半数で構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬等に関する意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性の確保に努めております。

また、当社は毎年、取締役及び監査役の自己評価等を基に、外部コンサルタントによる当社取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、その結果を踏まえた当社取締役会の実効性の更なる向上を図っております。今後はこれらを更に有効に機能させるとともに、適時かつ適切に情報開示を行うことで、より一層透明性の高い企業経営を目指してまいります。

当社のコーポレートガバナンスに関する取組みの詳細につきましては、コーポレート・ガバナンス報告書（ https://www.dnt.co.jp/ir/governance/governance-report/ ）をご参照ください。

当社は経営理念「当社は、新しい価値の創造を通じて地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄と豊かな暮らしの実現に貢献できる企業を目指します」のもと、当社グループ一丸となって、経営戦略及びコーポレートガバナンスの強化に取り組むことで、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

（3） 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2020年４月24日開催の取締役会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「原プラン」といいます。）の継続を決議し、同年６月26日開催の第137期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。原プランの有効期間は、2023年６月29日開催の第140期定時株主総会終結の時までであったことから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、当社を取り巻く事業環境、情勢変化、機関投資家の動向等も踏まえ、更なる検討を加えました結果、同年４月26日開催の当社取締役会において、原プランを継続することを決議し（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）、同年６月29日開催の第140期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。

本プランは、当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20％以上となる買付け、又は公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20％以上となる公開買付けを行う者を対象者として、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するためのものであります。

大規模買付者があらかじめ定めるルールを遵守しない場合、又は当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合、当社取締役会の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として新株予約権の無償割当てを行うこととします。ただし、かかる判断に当たっては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告に従います。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の2023年４月26日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（ https://www.dnt.co.jp/release/upload_files/news20230426.pdf ）をご参照ください。

（4） 基本方針にかかる取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、大規模買付者が基本方針に沿う者であるか否かを株主の皆様及び当社取締役会が適切な判断をするに当たり、十分な情報及び時間を確保する為に定めるものであり、特定の者による大規模買付行為を一概に拒絶するものではありません。

本プランの有効期間は３年間としていますが、有効期間満了前であっても株主総会で変更又は廃止できることとし、株主の皆様の意思が反映される仕組みになっております。

また、対抗措置の発動は、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合など、あらかじめ定められた合理的かつ客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発動に当たっては、独立委員会の中立的な判断に従い、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。更に、発動する対抗措置については、あらかじめその内容を株主の皆様に適時に情報開示を行うこととしております。

したがって、当社取締役会は、前記（3）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容は基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則を充足しており、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考)前期
資産の部		
流動資産	**53,066**	**40,198**
現金及び預金	12,649	8,429
受取手形、売掛金及び契約資産	15,709	12,137
電子記録債権	8,073	6,701
商品及び製品	8,423	6,262
仕掛品	1,010	991
原材料及び貯蔵品	5,238	4,038
その他	1,984	1,649
貸倒引当金	△22	△12
固定資産	**80,277**	**61,419**
有形固定資産	**46,040**	**26,321**
建物及び構築物	9,764	7,823
機械装置及び運搬具	4,454	3,633
土地	27,737	11,100
リース資産	91	408
建設仮勘定	2,006	1,766
その他	1,985	1,589
無形固定資産	**1,410**	**898**
リース資産	5	32
その他	1,404	865
投資その他の資産	**32,826**	**34,200**
投資有価証券	9,447	10,216
繰延税金資産	1,477	1,549
退職給付に係る資産	21,215	21,798
その他	704	659
貸倒引当金	△19	△24
資産合計	**133,344**	**101,618**

科目	当期	(ご参考)前期
負債の部		
流動負債	**39,641**	**28,693**
支払手形及び買掛金	20,286	16,651
短期借入金	10,536	5,100
リース債務	295	452
未払法人税等	856	959
賞与引当金	198	–
役員賞与引当金	82	58
製品補償引当金	252	164
品質関連損失引当金	320	–
開発中止損失引当金	80	–
その他	6,732	5,306
固定負債	**17,532**	**10,434**
長期借入金	1,040	–
リース債務	351	544
繰延税金負債	11,903	7,652
再評価に係る繰延税金負債	1,215	1,189
退職給付に係る負債	2,242	982
役員退職慰労引当金	11	–
企業結合に係る特定勘定	659	–
その他	107	66
負債合計	**57,173**	**39,128**
純資産の部		
株主資本	**54,515**	**46,026**
資本金	8,827	8,827
資本剰余金	2,440	2,440
利益剰余金	44,642	36,191
自己株式	△1,394	△1,431
その他の包括利益累計額	**10,512**	**13,523**
その他有価証券評価差額金	3,318	5,279
土地再評価差額金	1,669	1,717
為替換算調整勘定	2,275	1,346
退職給付に係る調整累計額	3,248	5,179
新株予約権	**138**	**155**
非支配株主持分	**11,003**	**2,784**
純資産合計	**76,170**	**62,490**
負債純資産合計	**133,344**	**101,618**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考)前期
売上高	72,511	71,940
売上原価	50,047	50,136
売上総利益	**22,463**	**21,804**
販売費及び一般管理費	17,747	16,902
営業利益	**4,716**	**4,901**
営業外収益	832	611
受取利息	127	51
受取配当金	276	278
為替差益	127	36
物品売却益	117	93
その他	184	150
営業外費用	348	175
支払利息	81	72
売上債権売却損	38	23
製品補償引当金繰入額	146	4
その他	82	75
経常利益	**5,199**	**5,336**
特別利益	7,669	2,455
固定資産売却益	57	1,067
投資有価証券売却益	2,131	1,384
負ののれん発生益	5,205	–
その他	274	3
特別損失	1,106	496
固定資産処分損	244	99
減損損失	519	60
品質関連損失	234	336
その他	108	–
税金等調整前当期純利益	**11,762**	**7,295**
法人税、住民税及び事業税	1,288	1,518
法人税等調整額	831	949
当期純利益	9,643	4,826
非支配株主に帰属する当期純利益	206	225
親会社株主に帰属する当期純利益	**9,437**	**4,600**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考)前期
資産の部		
流動資産	**21,945**	**23,783**
現金及び預金	496	200
受取手形	1,363	1,545
電子記録債権	4,403	4,572
売掛金	5,536	5,894
商品及び製品	3,160	3,031
仕掛品	606	571
原材料及び貯蔵品	1,681	1,361
短期貸付金	1,615	1,754
未収入金	2,694	4,359
その他	450	495
貸倒引当金	△63	△2
固定資産	**52,314**	**51,772**
有形固定資産	**15,201**	**13,338**
建物	3,298	3,233
構築物	305	341
機械及び装置	1,307	947
車両運搬具	12	2
工具、器具及び備品	589	609
土地	7,669	7,786
リース資産	77	393
建設仮勘定	1,941	24
無形固定資産	**1,009**	**771**
借地権	64	64
ソフトウエア	840	50
リース資産	5	32
その他	98	624
投資その他の資産	**36,103**	**37,662**
投資有価証券	6,390	9,868
関係会社株式	12,868	12,922
長期貸付金	1,262	1,032
前払年金費用	15,329	13,547
その他	263	300
貸倒引当金	△9	△9
資産合計	**74,260**	**75,555**

科目	当期	(ご参考)前期
負債の部		
流動負債	**27,828**	**29,136**
支払手形	2,297	2,287
買掛金	10,909	13,293
短期借入金	5,550	4,400
一年内返済予定の長期借入金	–	700
リース債務	82	207
未払金	920	875
未払費用	789	695
未払法人税等	201	198
預り金	6,441	6,206
役員賞与引当金	29	12
製品補償引当金	157	127
品質関連損失引当金	86	–
開発中止損失引当金	80	–
その他	284	132
固定負債	**7,595**	**6,880**
長期借入金	1,000	–
リース債務	229	398
繰延税金負債	5,044	5,182
再評価に係る繰延税金負債	1,215	1,189
退職給付引当金	74	73
その他	31	36
負債合計	**35,424**	**36,017**
純資産の部		
株主資本	**33,780**	**32,470**
資本金	8,827	8,827
資本剰余金	2,443	2,443
資本準備金	2,443	2,443
利益剰余金	23,903	22,631
利益準備金	780	780
その他利益剰余金	23,123	21,851
社会貢献活動積立金	100	100
繰越利益剰余金	23,022	21,750
自己株式	△1,394	△1,431
評価・換算差額等	**4,917**	**6,911**
その他有価証券評価差額金	3,247	5,194
土地再評価差額金	1,669	1,717
新株予約権	**138**	**155**
純資産合計	**38,836**	**39,538**
負債純資産合計	**74,260**	**75,555**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考)前期
売上高	43,341	43,395
売上原価	32,290	32,597
売上総利益	**11,050**	**10,797**
販売費及び一般管理費	9,987	9,617
営業利益	**1,062**	**1,180**
営業外収益	2,411	1,982
受取利息	53	60
受取配当金	1,792	1,203
不動産賃貸料	210	234
業務受託料	193	240
その他	161	242
営業外費用	389	230
支払利息	90	82
売上債権売却損	38	23
製品補償引当金繰入額	88	4
不動産賃貸費用	101	66
その他	71	53
経常利益	**3,085**	**2,932**
特別利益	2,125	1,360
投資有価証券売却益	2,124	1,359
その他	0	0
特別損失	2,073	509
固定資産処分損	212	73
減損損失	238	0
関係会社株式評価損	1,198	157
品質関連損失	234	277
その他	189	1
税引前当期純利益	**3,137**	**3,782**
法人税、住民税及び事業税	225	364
法人税等調整額	654	487
当期純利益	**2,258**	**2,930**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月13日

大日本塗料株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辰　巳　幸　久

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　古　澤　達　也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大日本塗料株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大日本塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月13日

大日本塗料株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辰　巳　幸　久

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　古　澤　達　也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大日本塗料株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第142事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一　取締役会及び経営会議、管理本部会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、サステナビリティ委員会、品質保証会議等重要な会議に出席する他、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所並びに営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

内部監査については、事前に内部監査室より監査計画の説明を受け、実施した結果についての監査結果通知書を閲覧し、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、取締役会等に対面及びテレビ会議方式で出席するとともに、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、その事業及び財産の状況を調査いたしました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の詳細及び監査の状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

三　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について確認いたしました。

四　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、監査の方針並びに監査の結果についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、当社グループにおける品質検査の不適切行為につきましては、会社は特別調査委員会の調査に協力するとともに真因の追及及び再発防止策策定・実施を進めていることを確認しております。監査役会は今後も引き続きこれらの対応とその進捗を注視・検証し、再発防止策が着実に実行され定着していくことを監視してまいります。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月13日

大日本塗料株式会社　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　杉浦秀樹 ㊞

常勤監査役　木村直之 ㊞

監査役(社外監査役)　藤井浩之 ㊞

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区南船場一丁目18番11号
SRビル長堀９階 当本社会議室
TEL （06）6266-3100（代表）

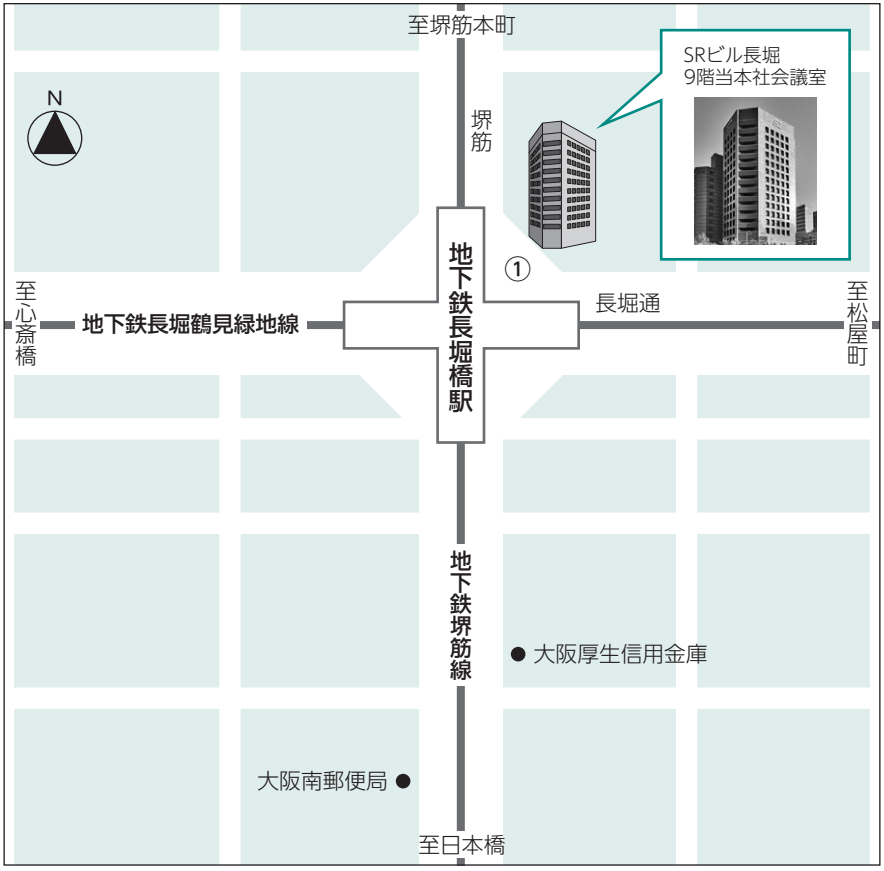

交 通
- 地下鉄大阪メトロ「長堀橋駅」　①番出口すぐ
- 地下鉄大阪メトロ「心斎橋駅」　徒歩７分

本株主総会にご出席される株主様へのお土産のご用意はございません。

NAVITIME
出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

FSC ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。